

環境大臣 西村 明宏 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和5年6月26日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

1 環境再生事業の理解醸成の推進について

長泥地区では、村内で発生した除去土壤を再生資材化し、農地の基盤材として活用する「環境再生事業」を、飯舘村、長泥地区及び環境省が協働し精力的に事業を進めている。

この事業は、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会などを通じて、住民と国、関係機関が課題を共有・協議しながら取り組んでいる稀有な事業である。

については、以下について、要望する。

- (1) 福島県内外のより多くの人たちに長泥地区環境再生事業を見てもらうとともに、科学的知見のもと本事業の全国民的な理解の醸成を着実に進めること
- (2) 放射性物質を含む土壤の再生利用について、長期的な視点に立ち、長泥地区環境再生事業を事業完了後も継続的に環境省と飯舘村の協働した維持管理モデルとすること

2 脱炭素むらづくりに向けた支援について

本村は、2022年3月14日に「ゼロカーボンビレッジいい立て」宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。本村面積の75%を占める森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを生かすとともに、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持または増やす取組みに資することができるものと考えている。

については、以下について、特段の支援を要望する。

- (1) 脱炭素むらづくりに向けて、これまでに引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (2) 木質バイオマス発電事業による排熱を利用した未来志向型農業にかかる施設等整備
福島国際研究教育機構（F-REI）から、研究課題の地域連携を想定したヒアリングを受けており、飯舘村においても木質バイオマス施設を含めた複合的な実証フィールドとして蕨平地区を活用とすること
- (3) 村内営農・土地活用促進のため、隣接する国有林の適切な保全と森林環境整備による山の機能回復と間伐・未利用材等、森林資源（間伐材等）の木質バイオマス利用によるSDGsへの貢献にかかる調整を行うこと

3 帰還困難区域の再生・発展のための支援について

本村では、令和5年5月に長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示解除が解除された。国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除を含めた、長泥地区の再生と発展に向けた取組みをスピード感を持って進めることが必要である。

については、目的が達成されるまでの間、以下について特段の支援を要望する。

- (1) 残存する未除染地の対応

(2) 帰還困難区域内の森林の線量評価

これまで、避難指示解除準備区域、居住制限区域の森林については、面的除染完了と合わせて解除してきたが、帰還困難区域内の森林について、区域の解除要件等の整理をするために、現在の放射線量を正しく把握し評価すること

- (3) 区域内の企業誘致にかかる支援
- (4) 国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理
- (5) 環境再生事業農地ならびに除染済み農地における営農再開支援事業等の支援策の適用及び予算の確保等
- (6) 国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援の継続
- (7) 定期的な線量の調査及び航空機モニタリングによる線量調査以外のよりきめ細かい調査の検討